

構造改革特別区域計画書

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山県上房郡北房町

2. 構造改革特別区域の名称

コスモスの里農業チャレンジ特区

3. 構造改革特別区域の範囲

岡山県上房郡北房町の全域

4. 構造改革特区の特性

北房町は岡山県の中北部、吉備高原の一角にある上房郡に位置し、北は真庭郡勝山町、北東は落合町、南西は高梁市、北西は新見市、阿哲郡大佐町に接します。町の中央部に一級河川旭川の支流備中川が流れ、その周辺に肥沃な土壌が形成されています。総面積は71.18km²で、東西約11.2km、南北14.4km、周囲58.4kmの広がりをもっています。当町には古墳群が各地に点在し、古くから繁栄してきたことがうかがえるほか、現代では国道313号線、中国自動車道、岡山自動車道が交わり東西軸と南北軸の交わる交通の要所となっています。

平成15年には、全国コスモスサミットを本町で開催し、コスモスをシンボルフラワーとしている全国の自治体の交流を深めました。またコスモスの花咲く時期には、京阪神、中四国などから10万人を超す観光客が訪れています。また、町の天然記念物である「ホタル」の保護に取り組み「ホタルを育てる会」を中心に、町民ぐるみで自然環境の保全に努めています。平成元年には環境庁より「ほくぼうホタルの里」に選定され、「備中川のホタル」は初夏の風物詩として県内外から訪れる人の目を楽しませています。また平成18年には本町で「ホタルサミット」が開催される予定です。このように、恵まれた自然環境を生かした町づくりを進め、都市部からの交通の利便性を活用した農業振興を図っているところです。

本町には標高500mを超す山地があり、町全体の約75%が山林、約12%を耕地が占め、備中川の両岸には水田地帯が広がっています。気象条件は年平均気温14℃、平均降水量は1,400mm前後で、冬季の積雪もほとんどなく温暖な気候に恵まれています。

産業は農業が中心で、水稻を基幹に野菜、果樹、畜産など多角経営が展開されています。総人口は昭和25年をピークに減少しており、平成12年の国勢調査では6,324人で、平成7年の同調査に比べると5.5%減少しています。農家戸数は1,111戸で平成7年に比べると8.0%減少し、同居の農業後継者がいる販売農家は全体の47.7%で、農家の担い手不足が深刻化しています。

本町では、平成13年4月に第5次北房町長期計画「コスモスプラン」を策定し、「いきいき快適すてきな農村空間の創造」を目指して各種の事業を展開しています。また平成16年3月には新たな観点からの農業振興ビジョンとして「北房町農業活性化計画」を策定し「魅力ある農村づくり」の実現に向けた取組をはじめています。その計画の一環として、平成15年度に都市と農村の交流を図るため、『楽しく遊び心を持ち、豊かな自然の中で生きる力を養う』ことを目的に、町内外から参加者を募って「農業自然学校」を開校し、植樹会や田植え、収穫祭、里山を活用した物づくりなどの農業体験プログラムを実施しました。また、平成15年度に岡山県のフロンティア21事業を活用し6棟のパイプハウスを設置して、イチゴの高設栽培「はればれプラント」を導入し、生産基盤を整備した他、アパート方式による野菜栽培ハウスを整備し新規就農者を受け入れています。県下でも有数の品質を誇るピオーネや梨の産地で特産品を利用した商品開発にも積極的に取り組み、なしワインやジュースを商品化しています。

最近では、Uターン・Iターンにより、農地付の住居に住まい、有機栽培、果樹やハウス野菜の栽培など比較的小規模な面積で付加価値の高い農業経営を希望する人や定年後に田舎で米や野菜を作ってゆっくり暮らしたいという中高年層からの相談が多くなっています。しかし、現在では、農地法の下限面積制限により、農地取得後の経営面積が50a（一部の地域は40a）以上でないと、農地が取得できないことになっており、Uターン、Iターンによる新規就農者が小規模な面積を所有することは現実的に困難になっています。その一方で既存の農家では、平均50aの耕作面積で農業経営をおこなっていますが、米の収益性の低下、担い手の高齢化による労力不足で、離農して農地の売却をしたい、農地を売って経営を縮小したいという人が増えています。このように、農地の需要と供給の意向はありますが下限面積の規制により農地の流動化が進まず、遊休農地が増加しているのが現状です。

農地の流動化には、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が推進されていますが、借り手農家の高齢化と担い手不足により利用権の解約件数が増え、耕作放棄地の増加に歯止めがかからない状況になっています。

農家戸数及び農家人口の推移

単位：人

項目 区分	総農家戸数			農家人口			1世帯 当たり 人口
	平成7年	平成12年	増減率	平成7年	平成12年	増減率	
北房町	1,207	1,111	0.8%	5,009	4,524	-9.7%	4.0

貸借耕地面積と耕作放棄地の推移

単位：h a

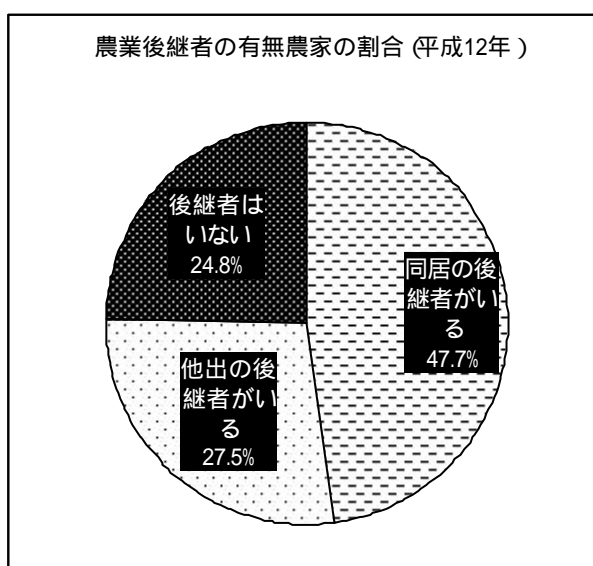
項目 区分	借入耕地			貸付耕地			耕作放棄地		
	平成7年	平成12年	増減率	平成7年	平成12年	増減率	平成7年	平成12年	増減率
北房町	58	57	-1.7%	32	27	-15.6%	35	64	82.9%
岡山県	8,238	9,120	10.7	3,059	1,928	-37.0	4,665	5,812	24.5

5. 構造改革特別区域計画の意義

現在本町においては、世帯数に対する農家数の割合は減少傾向にあり、今後の農家数の動向は年率2.5%の減少が続き、10年後には現在の3/4程度になると予測されます。また、農業を担う青年農業者は現在5人で、新規学卒就農者は1人となっています。

将来の農業の担い手となる農業後継者・新規就農者には、学卒就農者、離職Uターン就農者、新規Iターン参入者、定年後就農者などが想定されますが、現在の状況では多くの学卒就農者の確保は期待できない現状であるため、農業未経験者が農業技術を容易に習得できる農業実務研修システムが必要となります。とりわけ本町では、農業経営改善支援センターを主体として、新規就農者のための相談窓口を設け、野菜では赤茂野菜生産組合、果樹では農事組合法人清藤がそれぞれ研修受入先として整備され、新規就農希望者等を対象に約1ヶ月間の農業体験研修、さらに専門技術の習得のため2年間の農業実務研修を実施しています。

このように、農業研修システムの充実が図られる一方で、担い手の減少、耕作放棄地の増加を解消できるだけの新規就農者の受入れは出来ておらず、今後も町内の既存農家の自助努力により改善することは非常に困難であります。そのため構造改革特区の規制の特例措置を活用することで、小規模な面積の取得を可能にし、離職Uターン就農者、新規Iターン参入者、定年後就農者を広く受け入れる体制を整えば、担い手の確保、遊休農地の解消が図られ、農業振興に多大な効果が期待できるものと思われます。また、都市からの人口の流入により、定住の促進、都市と農村の交流が図られ、本町の基本目標である“魅力ある農村づくり”に向けて大きな前進になります。



6．構造改革特別区域計画の目標

(1) 耕作放棄地の解消と担い手づくり

高齢化による担い手不足が進み、農地の遊休化が大きな問題となっています。耕作放棄地は農作物の病害虫の温床となり、地域の景観を損なうだけでなく、管理不足から隣接農家とのトラブルが発生し、周辺農家の生産意欲の低下へとつながることが懸念されます。

農地の遊休化、耕作放棄の要因の1つに、収益性の高い高付加価値作物の生産基盤が定着していないことがあげられます。地域の特色を行かした畑作振興作物を選定して、奨励作物として推進します。

担い手づくりについては、新規就農者の確保・育成システムの確立として、現在ある新規就農相談窓口の充実・強化を図り、研修ファームを拡大し実務研修機会を増大するとともに、研修期間中の財政的な支援および住宅の斡旋など生活環境の整備を支援します。また、就農希望者相互の情報交換の場としてネットワーク組織を形成し、各農家の意向を把握して売り手買い手の掘り起こしに努めます。

(2) 収益性の高い農業の展開

本町は温暖な気象条件によりブドウ（ピオーネ）の良品生産が可能であり、県下でも有数のピオーネ産地となっています。消費者に非常に人気が高く、販売単価も県内ではトップクラスの実績を誇っています。しかし、個人出荷、系統出荷が併存しており、産地としての販売経路が確立されているとはいえません。今後も町の主要振興作物に位置づけ、6次化製品の商品開発をおこない、特産品ブランドとして育成を図り、競争力をつける必要があります。

現在岡山県においてピオーネの1,000ha栽培目標があり、本町では33haの栽培を目標に推進しています。この特区を活用して、水稲を主幹とした既存農家と果樹や野菜など小規模経営の新規就農者が連携して土地利用調整を推進します。そして、従来の水稲を基幹とした農業から、農地の流動化による遊休農地の効率的利用を進め、ピオーネをはじめイチゴ、なし等の果樹、ハウス野菜など、良品の農産物を中心とした団地化を図り、小規模面積で収益性の高い農業経営の基盤を整備していきます。

7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この特別区域計画の実施により、農地の流動化による権利移動が進み、初年度で2.4ha、5年後には約10.0haの移動が見込まれ、耕作放棄地も5年間で5.0ha程度の解消が予測できます。また新規就農者も増大し、従来の農業経営からの意識改革が図られ、新たな農業経営体制が確立されます。また遊休農地の有効な活用により農村の景観美化が図られ、地域に活力がよみがえることが期待されます。

次に収益性の高い農産物の生産により、農業粗生産額が増加し、平成21年には果樹で

年間30,000千円程度、野菜で50,000千円程度の増加が見込まれます。これにともない、耕地10a当たりの生産農業所得も増加が見込まれます。

Iターン、Uターンなど都市からの新規就農者の増加により、都市と農村の交流が図られるとともに、高速道路網を活用した流通経路の確立、交通アクセスの利点を活かした果樹やハウス野菜の良品産地としてイメージが定着し、本格的な農業経営希望者だけでなく、定年後に田舎の静かな環境の中で農業をしながら生活したいという人にとっても魅力ある農村空間となります。

こうした、農村空間の創造により地元に活気がもどり、地域全体の経済活動が活発になります。若者定住対策にも効果が生まれることにより経済的にも社会的にも多大な効果が期待できます。

8. 特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・新規就農者育成事業

(定年帰農者、Uターン、Iターン、新規就農者等を認定農業者や農業法人、生産組合、集落営農組織へ派遣できる「研修ファーム」を拡大し、実務研修ができる機会を増大するための財政的な支援をおこなう)

・新規特産品開発事業

(現在の特産品である「ピオーネ」「キュウリ」「アスパラガス」などに続く次の特産品の調査、研究事業のため、試験ほ場の設置や調査研究費の支援、また農産物加工体制の整備、インターネット、出前産直販売など新しい販路の拡大に向けた研究を実施する)

・アグリスクール開設事業

(主婦や定年帰農者などを対象とした農業の専門技術や栽培を体験するなどの講座を開設する。野菜、果樹それぞれに分野を分けて講座を開催し農業者の指導を行なう。終了した希望者には農作業を手助けする援農スタッフとして養成する。)

・農村自然学校育成事業

(都会の人に農村の自然や生活、農業を体験するプログラムを提供し、農村と都市との交流を進めることで、農村を活性化しようとする農村自然学校の取り組みを支援)

する。)

- ・異業種交流事業

(現在、町内に農業を中心とした商工観光業などを含めた異業種交流会の設立を支援しています。山間部の町で先端技術を求めることは困難ですが、農業や自然をキーワードに異業種で協力し合い新しい物、サービスを生み出そうと取り組んでいます。)

- ・遊休農地解消啓発事業

(農地の保全に向けた住民の気運醸成を図り、ボランティアによる荒廃地の除草、耕耘などを実施するとともに、各集落の取り組みとして休耕田への景観作物の導入や特産振興作物の栽培を推進し、遊休農地解消に向けた取り組みを支援する。)

別 紙

1. 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内で農地等の権利を取得し、小規模面積で農地を有効利用し農業経営をおこなう者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4. 特定事業の内容

遊休農地の有効利用と耕作放棄地の解消を図り、収益性の高い農業経営を実践し、魅力ある農村づくりを推進するために特定事業を導入する。

特定事業の導入により農地取得後の下限面積要件が緩和され、農地取得を容易にした上で、Ｉターン、Ｕターンなどの新規就農希望者に農地の流動化を進め、権利移動を推進していく。また、下限面積要件の緩和と併せて以下の事業に取り組み、本町の農業経営の抜本的な改革を目指す。

・新規就農者育成事業

事業主体：北房町

実施期間：平成17年度～21年度

事業内容：(Ｕターン、Ｉターンの新規就農希望者等を認定農業者や農業法人、生産組合、集落営農組織へ派遣できる「研修ファーム」を拡大し、実務研修ができる機会を増大するための財政的な支援をおこなう)

・新規特産品開発事業

事業主体：北房町

実施期間：平成17年度～21年度

事業内容：(現在の特産品である「ピオーネ」「キュウリ」「アスパラガス」などに続く次の特産品の調査、研究事業のため、試験ほ場の設置や調査研究費の支援、また農産物加工体制の整備、インターネット・出前産直販売など新しい販路の拡大に向けた研究を実施する)

・アグリスクール開設事業

事業主体：北房町

実施期間：平成17年度～21年度

事業内容：(主婦や定年帰農者などを対象とした農業の専門技術や栽培を体験するなどの講座を開設する。野菜、果樹それぞれに分野を分けて講座を開催し農業者の指導を行なう。終了した希望者には農作業を手助けする援農スタッフとして養成する。)

・農村自然学校育成事業

事業主体：北房町

実施期間：平成17年度～21年度

事業内容：(都会の人に農村の自然や生活、農業を体験するプログラムを提供し、農村と都市との交流を進めることで、農村を活性化しようとする農村自然学校の取り組みを支援する。)

・異業種交流事業

事業主体：北房町

実施期間：平成17年度～21年度

事業内容：(現在、町内に農業を中心とした商工観光業などを含めた異業種交流会の設立を支援しています。山間部の町で先端技術を求めることは困難ですが、農業や自然をキーワードに異業種で協力し合い新しい物、サービスを生み出そうと取り組んでいます。)

・遊休農地解消啓発事業

事業主体：北房町

実施機関：平成17年度～

事業内容：(農地の保全に向けた住民の気運醸成を図り、ボランティアによる荒廃地の除草、耕耘などを実施するとともに、各集落の取り組みとして休耕田への景観作物の導入や特産振興作物の栽培を推進し、遊休農地解消に向けた取り組みを支援する。)

5. 当該規制の特例措置の内容

本町では、耕作の不便な山間地だけでなく、比較的平坦な耕作に支障がないと思われる地域においても耕作放棄地が年々増加している状況で、農業振興において大変重大な問題になっています。平成7年から12年の5年間で、本町の耕地面積は10.3%減少(岡山県では9.5%減少)し、耕作放棄地は82.9%増加(岡山県では24.5%増加)しており、農地の遊休化は急激に進んでいます。(経営耕地面積と耕作放棄率の推移参照)

経営耕地面積と耕作放棄率の推移

単位：h a

項目 区分	経営耕地			耕作放棄地			耕作放棄率	
	平成7年	平成12年	増減率	平成7年	平成12年	増減率	平成7年	平成12年
北房町	680	610	-10.3%	35	64	82.9%	5.1%	10.5%
岡山県	64,226	58,106	-9.5	4,665	5,812	24.5	7.3%	10.0%

また、本町の人口増減を見てみると、平成7年に6,695人であったところ、平成12年には6,324人と371人(減少率5.5%)減少しており、これは岡山県の同期間における減少率-0.003%を上回っています。さらに農業就業人口を見てみると、平成7年に1,515人、うち65歳以上の高齢者887人(高齢化率58.5%)であったものが、平成12年には1,150人、うち65歳以上の高齢者797人(同69.3%)となっており、これは県平均の63.4%と比べて、やはり高くなっています。これらの数字は、本町において、過疎化及び農業者の高齢化が深刻なものであることを示しています。

農地の遊休化が進んでいる問題の背景には、上記で述べたような過疎化及び農業従事者の高齢化にともなう農家の担い手の減少、基幹である水稲の収益性の低下などがあり、従来の農業施策では、その改善は困難であると思われます。農家数の推移を見ても、平成7年から12年の5年間で、専業農家は26戸増えたものの、全体農家数は96戸減少し、兼業農家の離農が進んでいます。将来的に見ても、水稲に依存している既存農家の経営形態では、農地の遊休化には歯止めがかからず、離農や経営規模を縮小する農家数は今以上に増加することが予測されます。(専兼業別農家数の推移参照)

平成16年3月に実施した農地の流動化に関する意向調査では、「農地を貸したい」「売りたい」と希望する農家が全体農家数の1割を超え、その面積は45haにもおよんでいます。逆に規模拡大のため「農地を借りたい」「買いたい」とする農家は全体の5%で面積は18haとなっており、町内農家だけで見ると農地の需要よりも供給が大きく上回っています。

本町には、14の集落営農組合があり水稲を中心に農作業の受委託を実施していますが、オペレーターを中心は60歳以上の高齢者で、組合でも担い手不足は深刻化しています。認定農業者は現在36人で増加傾向にありますが、水稲の大規模経営農家は少なく、ほとんどが果樹、畜産、野菜栽培などの小規模面積の経営者です。また、都市等から新規参入希望があっても、まずは研修を受けながら10a程度から始めたいという希望も多い状況です。

こうした状況から考えても、特区による下限面積要件の引き下げが「当該地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じる恐れがない」と判断されます。

むしろ、下限面積要件の緩和は、果樹、野菜などの小規模面積経営を可能にし、ひいては収益性の高い農産物の生産基盤を高め、地域特産品ブランドとして競争力を強化する上で「農地の効率的かつ総合的な利用の確保」に多大な効果があるものと思われます。

以上のことから、農業委員会の意見聴取を実施し、現行では50a以上（一部の地域は40a）となっている下限面積要件を規制の特例措置により10a以上に緩和することとします。

本町の農業経営体系は、水稻を中心とした兼業農家、自給的農家が9割弱で、平均耕作面積50aという水稻としては小規模な経営が主流を占めており、米の収益性の低下、次代の担い手不足など将来の農業経営への不安材料が多い中で「先祖伝来の農地を守るため」「農地を荒らすと近所への迷惑になるから」といった非常に消極的な農業経営を強いられている農家も少なくありません。このような状況では、今後さらに農地の遊休化や離農が進み、“農村の崩壊”につながりかねないため早急な対策が必要です。また、遊休農地は町内の全域に点在しており、その解消のためには、特別区域の範囲を町内全域とすることが適当と思われます。そのため、この構造改革特別区域計画を申請するものです。

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化により、概ね5年以内に農地法の許可を受ける者は、町外からの転入者約15名、町内での権利移動は約5名が見込まれます。

平成16年度では、許可後において特例措置により権利移動を予定している者2名が特定されています。

専業別農家数の推移

区分	項目 総農家戸数	販売農家				自給的農家
		計	専業農家	第1種兼業	第2種兼業	
平成7年度	1,207戸	912戸	132戸	78戸	702戸	295戸
平成12年度	1,111	840	158	53	629	271
増減率	-0.8%	-7.9%	19.7%	-32.1%	-10.4%	-8.1%

経営耕地面積規模別農家数

単位：戸

年度	項目	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0ha以上	計
		平成7年	299	347	437	91	17	
平成12年	275	323	402	88	14	9	1,111	
増減率	-8.0%	-6.9%	-8.0%	-3.3%	-17.6%	-43.8%	-8.1%	